

三重県立桑名高等学校同窓会会則

第一条（名称・事務局）本会は三重県立桑名高等学校同窓会と称し、事務局を桑名市大字東方1795 三重県立桑名高等学校内に置く。

第二条（目的）本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第三条（事業）本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 母校への援助事業
2. 会員相互の親睦を深める事業
3. 会報誌の発行、ホームページの運営
4. その他、役員会で認めた事業

第四条（会員）本会は次の会員を以って構成する。

1. 正会員 三重県立桑名中学校・三重県立桑名高等女学校
桑名市立高等女学校・三重県立桑名高等学校
2. 特別会員 上記四校に在籍した教職員のうち入会を希望する者。

第五条（部会）本会の目的達成のために次の部会を置く。

1. 三重県立桑名高等学校全日制部会
 2. 三重県立桑名高等学校定時制部会
 3. 三重県立桑名高等学校衛生看護部会
- 尚、必要により企画委員会の許可があれば支部を置くことができる。

第六条（役員）

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 理事 30名以内
 - (4) 会計監査 3名
2. 役員の仕事は次の通りとする。
 - (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する。
 - (3) 理事は本会の会務を担当する。
理事の中から会計担当理事及び総務担当理事を会長が指名する。
 - (4) 会計監査は本会の会計を監査する。
3. 役員を選出は次の通りとする。
 - (1) 会長及び会計監査は企画委員会が推挙し、
幹事総会の決議により決定する。
 - (2) 副会長は会長が各部会から1名を指名する。
 - (3) 理事は会長が委嘱する。但し職務の分担は役員会にて決定する。
4. 役員任期
 - (1) 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
 - (2) 任期途中で選任された役員任期は、次期改選期までとする。

第七条（クラス幹事・学年代表幹事）本会に卒業年度ごとに25名以内のクラス幹事を置く。

1. 各学年はクラス幹事のうち1名を学年代表幹事とする。
2. 学年代表幹事は当該学年の会員を統括し、本会の会務を補佐する。
3. 会長は卒業後20年以上を経過した学年においては、同学年の会員の中

から学年代表幹事を指名することができる。

第八条（顧問、参与）本会に顧問及び参与を置く。

1. 顧問及び参与は会長が委嘱する。
2. 学校長は顧問とする。その他の顧問は会長、副会長の中から委嘱する。
3. 参与は理事、会計監査及び学年代表幹事の経験者の中から委嘱する。

第九条（幹事総会）本会に幹事総会を置く。

1. 幹事総会は本会の最高議決機関であり、毎年1回開催する。
2. 幹事総会は役員、学年代表幹事、クラス幹事、顧問、参与及び参加を希望する会員を以って構成する。
3. 幹事総会は事業・会計報告、事業計画・予算並びに会長、会計監査の選出、その他重要事項につき審議する。
4. 必要に応じ臨時幹事総会を開くことができる。
5. 幹事総会の議決は出席者の過半数の賛成を以ってこれを決する。
6. 幹事総会が天災その他の不可抗力により招集が困難な場合は、書面その他の方法によることができる。

第十条（企画委員会）本会に企画委員会を置く。

1. 企画委員会は役員、学年代表幹事を以って構成する。
2. 企画委員会は年2回会長が招集し、本会会務の企画審議にあたる。
3. 顧問及び参与は企画委員会に出席し、意見を述べるることができる。

第十一条（役員会）本会に役員会を置く。

1. 役員会は役員を以って構成する。
2. 役員会は会長がこれを招集し、本会会務の立案企画をする。
3. 会長は必要に応じ、顧問及び参与に役員会への出席を要請することができる。
4. 役員会は事業の運営を円滑に図るため、必要に応じ特別委員会を設置することができる。但し特別委員会は諮問された案件を審議し、役員会に答申する。

第十二条（会費）

1. 本会の経費は正会員の入会金及び寄付金等を以ってこれにあてる。
2. 入会金は5,000円とする。
3. 正会員は入会の際、納入するものとする。但し衛生看護科は3学年卒業時に納める。

第十三条（会計年度）

本会の会計年度は8月1日より始まり翌年7月31日までとし、会計報告は幹事総会で行う。また会報誌、ホームページで開示する。

第十四条（会則変更）

本会の会則は幹事総会出席者の過半数の賛成を以って改正することができる。

[付則]

1. 本会則は平成5年10月24日よりこれを改正し施行する。
2. 入会金は平成8年度（平成9年3月卒業生）より改正し施行する。
3. 本会則は平成10年11月1日より改正し施行する。
4. 入会金の内、衛生看護科卒業生については、平成19年度（平成20年3月卒業生）より改正し施行する。
5. 本会則は平成23年12月11日より改正し施行する。
6. 本会則は平成29年10月29日より改正し施行する。
7. 本会則は令和2年12月6日より改正し施行する。

桑名高等学校同窓会会則改正

三重県立桑名高等学校同窓会会則の一部を改正する会則を次のように定めるものとする。

令和 2 年 12 月 6 日提出

三重県立桑名高等学校同窓会会則の一部を改正する会則

三重県立桑名高等学校同窓会会則(平成 5 年 10 月 24 日会則)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(幹事総会)</p> <p>第九条 本会に幹事総会を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 幹事総会の決議は出席者の過半数の賛成を以ってこれを決する。</p>	<p>(幹事総会)</p> <p>第九条 本会に幹事総会を置く。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 幹事総会の決議は出席者の過半数の賛成を以ってこれを決する。</p> <p><u>6. 幹事総会が天災その他の不可抗力により招集が困難な場合は、書面その他の方法によることができる。</u></p>

[付 則]

(中略)

7. 本会則は、令和 2 年 12 月 6 日より改正し施行する。